

令和5年9月1日

会長決定

## 公益通報の処理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報の処理に関し、法令違反の是正及び未然防止を図るとともに、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下、「協会」という。）において、公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 協会の職員（正規、再任用、契約、アルバイトである者をいう。）及び東京都派遣職員をいう。

二 派遣労働者 協会の事業に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）をいう。

三 契約先等の労働者 事業者（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。）が協会等との契約に基づいて行う事業に従事する労働者をいう。

四 職員等 職員、派遣労働者及び契約先等の労働者をいう。

五 都民等 この要綱に規定する相談又は通報を行おうとする者（職員等を除く。）をいう。

六 相談 職員等又は都民等が、通報処理の仕組み、第3条に規定する特定行為に該当するかどうか等について第7条に規定する公益通報窓口に対し助言を求めることをいう。

七 法令等違反行為 法令（条例、規則及び訓令を含む。以下同じ。）、協会規程・規則に違反する行為をいう。

八 業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為 職務の遂行に当たって、あらかじめ定められた要綱、要領その他業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為をいう。

九 法令違反につながるおそれのある行為 行為の態様が法令の趣旨及び目的に反し、放置しておくとならば法令の違反につながるおそれがある行為をいう。

十 受付 第7条に規定する公益通報窓口が、相談を受けること又は第5条に規定する通報を受け取ることをいう。

十一 被通報者 法令違反行為等を行った又は行っていると通報された者をいう。

### (内部通報)

第3条 職員等は、協会等の事務又は事業に係る職員・関係者の行為（私生活上の行為を除く。）

く。以下「特定行為」という。)が次の各号のいずれかに該当すると思料する場合に、第5条に規定する窓口に通報すること(以下「内部通報」という。)ができる。

- 一 法令等違反行為
- 二 業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為
- 三 法令違反につながるおそれのある行為

#### (外部通報)

第4条 都民等は、特定行為が前条第一号に該当すると思料する場合に、次条に規定する窓口に通報すること(以下「外部通報」という。)ができる。

#### (通報窓口)

第5条 通報窓口を総務課総務係(以下、「総務係窓口」という。)に置く。通報(内部通報及び外部通報をいう。以下同じ。)は、総務係窓口で受け付けるものとする。

#### (相談及び通報の方法)

第6条 総務係窓口に対し、職員等は電子メール、郵送、又は面談により、都民等は電子メール又は郵送により、相談することができる。

2 職員等及び都民等は、総務係窓口に対し、電子メール又は郵送により、通報することができる。

3 通報は、東京都障害者スポーツ協会公益通報窓口通報用紙(別記様式1)により行うものとする。

4 相談する者(以下「相談者」という。)又は通報する者(以下「通報者」という。)は、相談又は通報を行う場合は氏名を明らかにする。ただし、第8条第1項第二号の規定に該当する場合に限り、匿名により相談又は通報をすることができる。

#### (通報の受付)

第7条 総務係窓口は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項について通報者に確認するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- 一 通報者の氏名、所属及び連絡先(電子メールアドレス又は住所若しくは居所)
- 二 被通報者の氏名
- 三 通報者と被通報者との関係
- 四 通報の内容となる具体的かつ客観的な事実及び関係する法令等
- 五 前号の事実を裏付ける資料等の有無及びその名称等
- 六 その他必要と認められる事項

2 総務係窓口は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。

る。ただし、通報者が自らの個人情報の秘匿を必要としない旨申し出た場合、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- 一 通報に関する秘密が保持されること。
- 二 通報者の氏名、住所、所属、連絡先その他の個人が特定される情報（以下「個人情報」という。）が保護されること。
- 三 通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと。
- 四 通報受付後の手続に関すること。
- 五 その他必要と認められる事項

#### （公益通報の受理）

第8条 総務係窓口は、前条第1項の規定により受け付けた通報が、次に掲げる要件をすべて満たす通報（以下「公益通報」という。）である場合は、当該公益通報を受理するものとする。

- 一 苦情、要望、意見又は相談（総務係窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）ではないこと。
- 二 通報対象事実（職員等の通報に係る特定行為が第3条各号のいずれかに該当すること又は都民等の通報に係る特定行為が同条第1号に該当することをいう。以下同じ。）を具体的かつ客観的に指摘しているものであること。
- 三 過去に行われた同一の通報者からの同一の趣旨の通報ではないこと。
- 四 通報受付時に、協会が当該通報の対象となった事実に対応していないこと。
- 五 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められないこと。
- 六 内容が具体的かつ客観的で、十分な調査を行うことができるものであること。
- 七 是正措置を講じることができるものであること。

2 総務係窓口は、公益通報に該当しない通報のうち、その内容について、通報内容に係る事業を所管する部署等に通知する必要があると認められる通報については、当該部署に情報を提供し、その後の対応等について報告を求めることができる。

3 総務係窓口は、次に掲げるいずれかの事項を、通報者（匿名の場合を除く。）に対し、遅滞なく通知するものとする。

- 一 公益通報として受理し、調査を行うこと。
- 二 公益通報として受理したが、調査を行わないこと及びその理由
- 三 公益通報として受理しないこと及びその理由

#### （調査の実施等）

第9条 総務係窓口は、受理した公益通報のうち、複数の部署に関係する事案、協会全体に

影響を及ぼす重要な事案、措置に緊急を要する事案等については、当該部署と連携して調査を行う。

- 2 前項に規定するもののほか、総務係窓口は、受理した公益通報について、当該部署に対して、必要な調査を実施するよう通知する。
- 3 当該部署は、前項の通知に基づき、当該通知を受けた後遅滞なく調査を実施する。
- 4 前項の調査は、通報者の秘密の保持に配慮しつつ、被通報者その他の関係者からの事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 5 当該部署は、調査結果の報告に当たって、総務係窓口と協議するものとする。
- 6 総務係窓口は、当該部署の調査結果につき、必要な助言及び指導等を行う。この場合において、顧問弁護士に意見を求めることができる。
- 7 総務係窓口は、当該部署の調査結果につき、関係者の秘密の保持に十分に留意しつつ、通知を希望する通報者に通知する。

(是正措置の実施等)

第10条 当該部署は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、必要に応じて、関係者に対する懲戒処分等の手続を行うものとする。

- 2 総務係窓口は、当該部署の是正措置等につき、必要な助言及び指導等を行う。この場合において、顧問弁護士に意見を求めることができる。
- 3 当該部署は、調査中であっても、緊急かつ必要な措置を講じなければならない場合は、直ちに、通報対象事実に係る行為の中止その他の措置を講じる。
- 4 当該部署は、是正措置等を講ずるときはその内容について、是正措置等を講じない場合はその理由について、必要に応じて総務係窓口及び顧問弁護士の意見を聴くことができる。
- 5 当該部署は、是正措置等を講じた場合は事実関係及び是正措置等の内容等を、通報対象事実があると認められなかった場合又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかった場合はその旨を、関係者の秘密の保持に十分に留意しつつ、総務係窓口に遅滞なく報告するものとする。
- 6 総務係窓口は、前項の報告につき、関係者の秘密の保持に十分に留意しつつ、通知を希望する通報者に通知するものとする。

(相談の対応)

第11条 相談を受けた総務係窓口は、相談者の秘密の保持及び個人情報の保護に留意しつつ、相談の内容に応じて助言を適切に行うとともに、相談者の秘密は保持されること、個人情報保護されること及び相談者が不利益な取扱いを受けないことを、相談者に対し説明する。

(通報者等の保護)

第12条 相談者又は通報者は、相談又は通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(事務局長の責務)

第13条 事務局長は、相談又は通報があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 事務局長は、職員等が、相談又は通報をしたことを理由として、協会の事業に従事する職場で不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(職員等の責務)

第14条 職員等は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的の通報をしてはならない。

2 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。

3 被通報者その他の関係者は、当該部署が行う調査に協力しなければならない。また、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(公益通報対応業務従事者の範囲等)

第15条 公益通報者保護法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者は、次に掲げる者とする。

一 経営企画部長及び経営企画部総務課職員のうち、第7条から第11条までのいずれかの業務に従事する職員

二 第5条の規定により設置される総務係窓口を担当する職員

三 第9条の規定に基づく調査又は第10条の規定に基づく是正措置を協会が実施するために必要な職員で、経営企画部長が指定する職員

2 前項に規定する者は、相談者、通報者その他関係者の秘密の保持に十分留意し、知り得た秘密及び個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利益相反関係の排除)

第16条 通報への対応に関与する職員及び総務係窓口の担当者は、自ら当事者となっている案件に関する通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報への対応に関与してはならない。

2 通報への対応に関与する者は、通報への対応の各段階において、相互に当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

3 公益通報に係る調査等の対応に着手しようとする者は、当該案件について自らが利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに当該部署にその旨を伝えなければならない。

(総務係窓口による調整)

第17条 総務係窓口は、当該部署に対し、第9条第6項及び第10条第2項に規定する事項のほか、必要な助言及び指導等を行う。この場合において、顧問弁護士に意見を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、事務局長が別に定める。